

(2021年12月17日講演)

14. 「クロマグロ 沖合まき網操業と養殖」

マルハニチロ株式会社 代表取締役社長 池見賢委員

今日は当社の沖合まき網操業と、クロマグロの養殖について報告をさせてもらう。当社の中で漁業、養殖のパートは、全体的に言うとなら海外の漁業も含めて売り上げの約5%となる。日本の漁業となると、恐らく1%程度ぐらいの売上にはなっていないような状況である。

資料 P2 は、当社のクロマグロに関する沖合まき網操業及び養殖についての実態である。国内の沖合まき網に関しては、30キロ以上の大型魚を中心に1カ統のみで操業を行っている。操業については、サバ・イワシなどの青物、カツオ、そしてクロマグロといった組み合わせで年間操業を行っている。

資料 P3 は、当社が行っている養殖に関するマッピングである。クロマグロ、ブリ、カンパチを主体に、このように西日本から沖縄にかけて行っている。クロマグロについては、完全養殖を含めて4,500トンぐらいではないかと思っている。

資料 P4 は天然クロマグロについてであるが、WCPFC での国際合意に基づいて厳しい漁獲枠が設定され、わが国でもこの枠が遵守されるようになり、徐々に資源が回復してきていると理解している。先般 WCPFC で15%の増枠が認められたが、資源の影響の少ない30キロ以上の大型魚が対象になっている。2021年の漁獲枠約1万トンのうち約4割が30キロ未満の小型魚になっているというのが実態である。すべての魚種に言えることであるが、大きく成長する前に魚を漁獲してしまうことは「成長乱獲」と言われており、残念ながらクロマグロを含めて、わが国では幼魚を漁獲して資源に良くない影響を与えている事象があるのではないかと認識している。

資料 P5 は第5回で紹介されたが、大西洋・地中海での養殖は、150キロ前後にもなるクロマグロを蓄養して、半年ほどかけて出荷するビジネスが行われている。当社の中でもかなりの数量の取り扱いをしているが、残念ながら一方でわが国は、2キロ前後の幼魚を3～4年かけて出荷するというのが、養殖の中での一般的なスタイルとなる。小型のうちに漁獲せず、大きくなってから水揚げをしたほうが、もちろん天然・養殖に関わらず環境に優しく、また与える餌の量も少なく済むという意見もあるかと思う。

資料 P6、改正漁業法が施行されて科学的根拠に基づく水産資源管理の必要性が増している。当社グループにおいても、昨年より水産庁からの要請を受けて、ビデオカメラを設置して協力している。解析に時間がかかる等課題は多いようであるが、水産資源あつての漁業という認識の下で、当社としては、今後きちんとこれに協力していきたいと考えている。

資料 P7 は小型マグロの水揚げについての資料であるが、例えば国内では漁獲する小型マグロの全量を養殖に、すべて向けるだけの受け入れ能力は残念ながらない。このため養殖

向けの売り先が少ない船団の方々は、小型魚を鮮魚で出荷するしかないのだが、小さなマグロであり、当然高値が期待できず、難しいだろうがサステナブルな漁業とは言えない状況ではないかと認識している。なお、養殖に回る小型マグロは恐らく全体の漁獲量の 1 割程度だと思うのだが、沖合まき網漁船に限ると大体半分ぐらいの数量が養殖に回っているのではないかと理解している。本来であれば大きく育ったクロマグロを漁獲する仕組みにしたほうが、最終的には産卵できる親魚が増えてサステナブルな漁業につながっていくのではないかと思量している。

資料 P8 はクロマグロの養殖に関してだが、当社の沖合まき網漁法は残念ながら養殖用の小型魚を漁獲する海域の漁業許可を持っていない。このため養殖に使う小型マグロは、他社の複数のまき網船から買い付けをしている。養殖の場合コストの約 6 割を占めるのがこの餌代で、サバ、イワシなど小さくてまだ価値の低い小型魚の天然魚が、餌のメインになっている。これもどうしても魚の資源に負荷がかかっているのではないかと見ている。そこで、当社の取り組みとしては、約 20%を生餌から配合飼料に置き換えながら、天然由来の餌の使用を減らす工夫を今始めているところである。

資料 P9、そう言いながらも天然由来の餌は、はっきり言ってなくすことはできない。そこで、生物多様性を十分考慮する必要があると考えている。現状では、サバ、イワシなどの小型魚が養殖用、そして大きくて脂が乗っている魚が食用になっている。わが国では、サバ、イワシなどの非食用の比率が大変高い状況になっている。特にサバに関しては約 4 割が非食用向けと、第 2 回で説明したように、北欧のノルウェーなどではほぼ 100%が食用になっているのに比べ、わが国は小型魚の餌の使用比率が非常に高いというのが特徴になっているかと思う。サバを餌にする場合、サバ資源をサステナブルにすることも不可欠だと思っている。

そこで、科学的根拠に基づく漁獲枠が設定されて、改正漁業法にあるような個別割当制度になれば、漁業者は小型で価値の低いサバは、水揚げ金額が減って経済面を考えて獲らなくなるのではないかという望みを、今後持ちたいと考えている。このためサバは大きく成長する機会を得ることになることで価値が上がり、サバを加工した残渣などを工夫して餌にする。こういった環境にも資源にも優しい漁業になってくれることが望ましいのではないかと考えている。なお、資源がサステナブルで、SDGs14にある MSY を達成できる範囲内であれば、サバを餌にすること自体は全く問題ないと考えている。

資料 P10 は枠の配分についてである。最後に枠の配分についての考え方を伝えたいと思う。第 6 回の水産庁からの説明資料の中に、第 5 管理期間以降の配分の考えのポイントがある。その資料の中では、沿岸漁業への配慮とある。現在沿岸漁業者にとって大中型まき網漁業は好意的には映っていないかもしれないが、その背景にあるのが枠配分の仕方にあると考えている。WCPFC での条約第 5 条で「零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れる」と記載されている。第 3 回でコメントにしたが、水産業改革が進まない一つの理由として、沖合と沿岸漁業の関係があるのではないか。ノルウェーのように、資

源量が低水準な魚種については沿岸漁業者に優先配分し、資源回復したら漁獲量の多い漁業に配分するといったやり方を追求していくことが今後の問題解決につながると考えている。

資料 P11 は第 5 回で小松委員長から紹介された米国のセクター方式のように、漁業者や漁法間で不仲にならないように、いがみ合うのではなく、水産資源の持続性をお互い最大限に意識した仕組みづくりができることを願っている。私からは以上である。